

「高岡信用金庫」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 32 条の 11 第 3 項の規定により、高岡信用金庫（概要は別記）に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、本日、特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

機構は、地域金融機関に対し、特定専門家派遣を活用した「取引先事業者に対する事業性評価や事業戦略立案等のコンサルティング機能の強化」を提案しています。

今般、機構が派遣する特定専門家は、高岡信用金庫における「取引先に対して行う事業性評価に係る支援業務及び事業性評価のモデル作り等」について助言等を行います。

機構は、特定専門家派遣を通じ、結集されたノウハウを提供することにより、地域における事業再生等支援及び活性化支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以 上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9 階

代表：TEL 03-6266-0310

経営企画部 営業推進室：TEL 03-6266-0203

別 記

○高岡信用金庫の概要(2019年3月末時点)

本店所在地：富山県高岡市守山町68番地

出 資 金：3億円

創 業：1923(大正12)年3月

理 事 長：吉岡 周

預 金 残 高：3,712億円

貸 出 金 残 高：1,664億円

役 職 員 数：342人